

議案第百六号

港区国民健康保険条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(港区国民健康保険条例の一部改正)

第一条 港区国民健康保険条例(昭和三十四年港区条例第十八号)の一部を次のように改正する。

付則第二条中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に改め、「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(港区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第二条 港区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（港区介護保険条例の一部改正）

第三条 港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第六条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（港区国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区国民健康保険条例付則第二条の規定は、延滞金のうちこ

の条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（港区後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区後期高齢者医療に関する条例付則第二項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（港区介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正後の港区介護保険条例付則第六条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。